

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長 安藤 昌文
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 プロパンガス供給(単価契約)
2 施 行 場 所 埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地
独立行政法人水資源機構 総合技術センター
3 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4 内 容 等 仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので、入札心得書等を熟覧のうえご提出をお願いいたします。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
- 1) 様式等 別紙1の見積書様式を用いて作成するものとします。
見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印してください。
ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAX、電子メール、持参又は郵送(配達記録が残る方法による。)
- 3) 提出期限 **令和8年3月30日 10:00 まで**
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネージメントグループ 契約担当 宛
FAX 048-853-1787
電子メール nyukei_sougicenter@water.go.jp
- 5) 質問書 令和8年3月23日 10:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、原則として、提出期限の翌日までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、令和8年3月30日 16時00分までとします。
- 7) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積の無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 4 そ の 他
- 1) 契約単価は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、毎月または一定期間ごとの履行確認後のお支払いとなります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

仕様書

件名：プロパンガス供給(単価契約)

1. 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構総合技術センター（以下「機構」という。）が発注する「プロパンガス供給（単価契約）」に適用する。

2. 業務の内容

以下の供給場所にプロパンガスの配達及び供給等を行うものである。

3. 供給場所

埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地
独立行政法人水資源機構 総合技術センター

4. 履行期間

自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日

5. 数量

基本料金対象メータ 3箇所×12ヶ月＝36箇所/年
従量数量 5.0m³/月×12ヶ月＝60m³/年
※数量は目安であり、本業務の数量として確定したものではありません。

6. 見積形式

項目	数量	単価	年間総額(想定)
各メータ基本料金	3箇所	円/箇所	【3箇所×1箇所あたりの単価×12ヶ月】 円
使用従量料金	60m ³ (12ヶ月分)	円/m ³	【60m ³ ×1m ³ あたりの単価】 円
小計			円
消費税(10%)			円
年間総額合計			円

※消費税及び地方消費税は、10%により計算してください。

※記載金額に円未満の端数がある場合は、切り捨てとします。

7. 決定の方法

①提出された見積書については、基本料金と使用従量料金の年間総額合計の比較により決定し、契約は基本料金及び従量料金の単価での契約となります。

②令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に供給していたガス会社から変更となった場合は、機器の変更等に係る作業等は令和8年4月1日から供給を行う受注者が調整の上で行うものとします。

8. その他

本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、速やかに機構担当職員と協議するものとします。